

平成31年3月臨時

沼田町教育委員会議事録

※非公開に係る議案を除く

平成31年3月臨時沼田町教育委員会定例会議事録

1. 期 日 平成31年 3月14日(木) 午後3時30分～午後4時15分

2. 会 場 沼田町生涯学習総合センター1階会議室

3. 出席委員

教 育 長	吉 田 憲 司
教育長代理	青 木 健 治
委 員	小 西 克 典
委 員	伊 藤 淳
委 員	沼 本 綾

4. 出席職員

次 長	三 浦 剛
主 幹	篠 原 暁
主 幹	高 橋 征 一
主 査	中 山 裕 樹

5. 議 事

議案第12号 沼田町教育委員会委員の辞職の同意について

議案第13号 平成31年度 要保護・準要保護児童生徒の決定について

議案第14号 沼田町立沼田学園沼田小学校及び沼田町立沼田学園沼田中学校の
学園長・副学園長の決定について

6. 付議案件は次のとおり

前会々議録の承認

教育長の報告

その他

【開会】

○吉田教育長

只今から教育委員会の臨時会を開催させていただきます。
議案の2番目、前回会議録の承認について議題と致します。
説明を求めます。

○三浦次長

平成31年2月開催の教育委員会における「前回会議録の承認」について前回会議録について、その概要を説明いたします。平成31年2月18日に召集されました教育委員会定例会は、委員5人が出席し、職員は三浦、以下3名が出席いたしました。会議内容としましては、平成30年11月30日の定例会の会議録の承認の後、教育長の報告として、児童・生徒のインフルエンザ罹患状況及び生徒の様子について、全国学力学習状況調査の取り組みについて、教員に配置見込について、新年度予算編成状況について、給食費の値上げに伴う周知について、を報告した後、議事に入り、議案11件についてご審議頂いています。議案第1号沼田町学校給食費負担金条例施行規則の一部を改正する規則について をご審議いただき、ご承認頂きました。次に議案第2号沼田町化石館管理規則の一部を改正する規則についてをご審議いただき、ご承認頂きました。次に議案第3号沼田学園学校運営協議会規則の制定についてをご審議いただき、ご承認頂きました。次に議案第4号沼田町立学校における働き方改革アクション・プラン（案）についてをご審議いただき、ご承認頂きました。次に議案第5号沼田町立学校に係る部活動の方針（案）について をご審議いただき、ご承認頂きました。次に議案第6号平成30年度沼田町一般会計教育費補正予算（案）についてをご審議いただき、ご承認頂きました。次に議案第7号平成31年度沼田町教育行政執行方針（案）についてを ご審議いただき、ご承認頂きました。次に議案第8号沼田町学童保育条例の改正についてをご審議いただき、ご承認頂きました。次に議案第9号沼田町学童保育所条例施行規則を廃止する規則についてをご審議いただき、ご承認頂きました。次に議案第10号平成31年度沼田町一般会計教育費予算（案）についてをご審議いただき、ご承認頂きました。次に議案第11号平成30年度要保護・準要保護児童生徒の決定についてをご審議いただき、ご承認頂きました。

以上、前会会議録の報告とさせていただきます。ご承認下さいます様よろしくお願いたします。

○吉田教育長

前会、会議録の説明がありました。お諮りいたします。
これを承認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○吉田教育長

異議なしということで、前会会議録は承認することに決しました。

議案の3番目、教育長の報告について、申し上げます。12日の沼田中学校卒業式、無事終了することができました。公立高校の合格発表が18日となっておりますが、全員が第1志望の高校へ進学出来る事を願っております。

役場職員の人事異動につきましては、来週あたりに内示があるものと思います。教育委員会関係者の移動等がありましたら、委員さんにご連絡申し上げます。

平成31年度 当初の教職員人事の状況につきましては、現在のところ、期限付き教諭のところ、まだ未定の部分が残っております。町単費予算として、小中の特別支援員を募集しているんですが、まだ決定に至っておりません。本日、ハローワークより連絡がありましたので対応いたします。教職員の人事は、3月25日、26日に新聞発表となりますが、その前には教育委員さんにお知らせしたいと思います。

第1回定例会については、3月7日開会し、昨日13日閉会いたしました。一般質問では、町民体育館の今後の方向性の質問と、予算等審査特別委員会では、閉館中となっている、ふるさと資料館の今後の在り方についての質問がありました。今後教育委員会だけでは無く、役場全庁的に検討をするということで、答弁をしております。

以上でございますが、教育長報告の中で、何かご質問等はございますか？

(なしの声あり)

○吉田教育長

無ければ、4番の議題に入ります。

議案第12号 教育委員の辞職の同意について を議題といたします。

次長より説明を願います。

○三浦次長

本件は、平成31年3月11日に、伊藤教育委員から申し出があった辞職について、教育委員会において同意を求める案件であります。地方教育行政の組織及び運営に関する

る法律第10条において「委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる」とされており、現在の処理状況と致しましては、伊藤委員より3月11日に町長に退職願を提出し、受理後、総務財政課にて決済の処理をされている状況であり、教育委員会の同意をもって辞職となる運びとなっています。以上説明とさせていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○吉田教育長

平成31年3月11日に、伊藤教育委員から、町長宛に、教育委員を3月15日付けでの辞任願が提出されております。委員の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得る必要があるため、ご審議願うものであります。宜しくお願い致します。それでは、辞任願の提出にあたり、伊藤委員から一言申し上げます。

○伊藤委員

定例の教育委員会の日程を私のために変更していただき申し訳なく思います。統一地方選挙に出馬する関係で活動に支障があるため、町長に辞職願を提出いたしました。任期を最後まで務められず申し訳ございません。今まで、誠にありがとうございました。

○吉田教育長

では、これより審議に入ります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6号により、自己の事件については参与できないと定められておりますので、伊藤委員は一時退席願います。

(伊藤委員退席)

○吉田教育長

それでは、質疑、意見等が有りましたら、ご発言ください。青木代理ありませんか？

○青木代理

残念ですが、仕方がない。

○吉田教育長

小西委員、沼本委員ありますか？

○小西委員

ダメとも言えない。仕方ない。

○沼本委員

仕方ない。異議ありません。

○吉田教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第12号 教育委員の辞職の同意については、同意することに、ご異議ございませんか？

(異議なしの声あり)

○吉田教育長

異議なしと認め、議案第12号は同意することに決しました。

(伊藤委員入室)

○吉田教育長

次の、議案第13号については、沼田町教育委員会会議規則第5条の規定により、秘密会といたしたいと思います。これにご異議ございますか。

(異議なしの声あり)

○吉田教育長

異議なしと認め、これより秘密会といたします。

議案第13号	平成31年度 要保護・準要保護児童生徒の決定について	原案可決
--------	----------------------------	------

○吉田教育長

ここで秘密会を解きます。

議案第14号 沼田町立沼田学園沼田小学校及び沼田町立沼田学園沼田中学校の学園

長・副学園長の決定について を議題といたします。説明を求めます。

○三浦次長

平成30年議案第9号で承認頂きました沼田学園の学園長、副学園長の任期が平成31年3月31日までとなっており、平成31年度の新たな任期を迎えるにあたり、改めて学園長と副学園長を任命するものです。ご審議の程よろしく申し上げます。

○吉田教育長

説明が終わりました。ご質問がありましたらお願いいたします。

質問が無ければ、議案第14号は、承認することよろしいですか？

(異議なしの声あり)

○吉田教育長

異議なしということで、議案第14号は、承認することに決しました。

以上をもちまして、本日予定していた議案は終了いたしました。委員さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

○吉田教育長

無いようでありますので、委員会を終了いたします。ご苦労様でした。